

林野火災注意報・警報に係るQ & A

令和8年1月時点版

目次

1 林野火災注意報・警報について	2
問1 6月から12月の期間は発令されないのか。	2
2 火の使用の制限について	3
問2 火入れとは何か。	3
問3 煙火とは何か。	3
問4 たき火とはどこまでをいうのか。	3
問5 制限される行為の具体的な例は。	4
3 届け出について	5
問6 火入れの許可を受けたが、消防署にも届出が必要か。	5
問7 消防署へ届出を行ったが、行為の当日に林野火災注意報又は警報の発令があった。どのように対応すればよいか。	5

1 林野火災注意報・警報について

問1 6月から12月の期間は発令されないのか。

林野火災の発生危険性が高い1月から5月までが対象であるため、6月から12月の期間中は発令しません。

2 火の使用の制限について

問2 火入れとは何か。

森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地において、立木竹、雑草、堆積物などを面的に焼却する行為のことをいいます。

「火入れ」を行う場合には、事前に許可が必要な場合があります。(詳しくは市役所産業部農林水産課へお問い合わせください。)

問3 煙火とは何か。

花火のことです。がん具用問わず規制対象になります。

問4 たき火とはどこまでをいうのか。

消防法令上、たき火とは「火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般のことをいう」とされており、火災予防上の危険性に鑑みて、こうした行為と形態が類似しており、こうした行為と同視得る程度に炎をあげ、かつ、火の粉が飛散する場合も規制の対象となります。

個別具体的な判断が必要となるものですが、大まかには次のような行為が考えられます。

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○ たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



※解説

バーベキュー台、七輪、ガス器具など（火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等に限る）（それぞれの使用方法に従い使用する場合は、規制の対象となりません。）

問5 制限される行為の具体的な例は。

とんど焼き、炎を使った土壤消毒や殺虫、花火や火遊び、たき火、キャンプファイヤー、落ち葉を燃やす行為、可燃物の近くでの喫煙、かまど（薪）等が該当します。

なお、伝行事や地域行事であっても、とんど焼き等の裸火で火の粉が飛散する行為は規制対象となります。

3 届け出について

通常のたき火より大きなたき火をする場合等、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為(以下「行為」という。)を行う場合は、東広島市火災予防条例によりあらかじめ「火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出書」を消防署・分署へ提出する必要があります。

この規定は、消防機関の誤報による出動を防ぎ、行為の計画段階から消防機関が火災予防について注意喚起を行う機会を設けるために規定されています。

問6 火入れの許可を受けたが、消防署にも届出が必要か。

火入れ許可証の交付を受けた場合、農林水産課から消防署へ火入れ許可をした旨の通知があるため、改めて消防署に届け出る必要はありません。

火入れの許可が必要でないものは、従来どおり「火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出書」をお近くの消防署・分署へ提出してください。

問7 消防署へ届出を行ったが、行為の当日に林野火災注意報又は警報の発令があった。どのように対応すればよいか。

実施日を変更してください。また、届出書を提出した消防署へ日程変更の連絡をお願いします(電話連絡で構いません。)。